

内閣参質二〇〇第九六号

令和元年十二月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員熊谷裕人君提出大嘗祭をはじめとする一連の御即位関連儀式に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員熊谷裕人君提出大嘗祭をはじめとする一連の御即位関連儀式に関する質問に対する答弁書

一、二、五及び六について

お尋ねの「大嘗宮の儀をはじめとする一連の御即位関連儀式」、「登極令に依拠する」、「一連の御即位関連儀式の手続き」、「その手続き等」及び「即位の礼や大嘗祭の手続き」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和元年に行われた大嘗祭は、皇室の行事として、皇室の伝統に従い、先例等を参酌して行われたものであり、同年に行われた即位の礼は、皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第二十四条の規定に基づき、国事行為たる国の儀式として、憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重して行われたものである。また、儀式の挙行については、国民の権利を制限したり、国民に義務を課することのない限りは、法令の根拠を必ずしも必要とするものではないものと考えている。

三及び四について

即位の礼や大嘗祭が行われる場所については、法令に規定されているものではなく、将来、これらが行われる場所について、現時点でお答えすることは困難である。